

Ⅶ し 尿 処 理

1 し尿処理

本市のし尿収集は、昭和 43 年 6 月から民間事業者（2 業者）へ業務委託しています。

そのため、し尿を収集する際は、事前に委託業者への申込みが必要となります。

また、手数料については、下水道処理区域内（下水道管が敷設されていて、トイレの水洗化が可能な地区）は 50ℓにつき 322 円、下水道処理区域外（トイレの水洗化が不可能な地区）は 50ℓにつき 244 円であり、汲取量の確認後、「し尿処理券」の半券と引き替えに現金での支払いとなります。

2 浄化槽汚泥等処理

浄化槽の清掃及び浄化槽汚泥の汲取は、本市が許可した浄化槽清掃業者（3 業者）が行っており、手数料は 50ℓにつき 170 円となっています。

3 浄化槽設置整備事業補助金交付制度

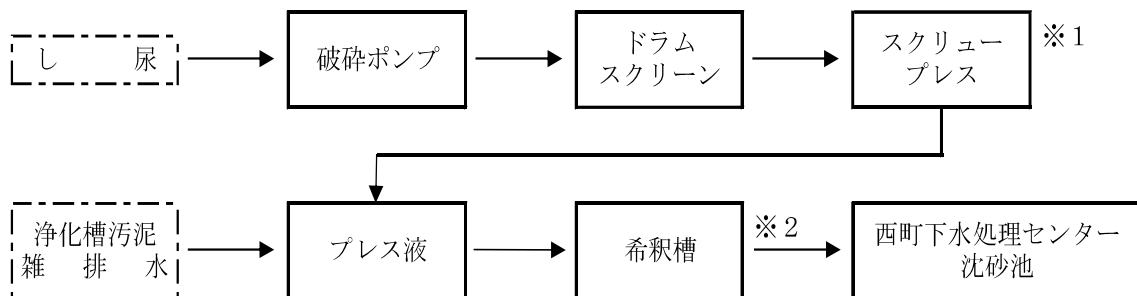
本市では、一定の条件を満たす方を対象に、設置費用の一部を補助しています。なお、補助金交付額については、5 人槽の場合は 900,000 円、7 人槽の場合は 1,100,000 円、10 人槽の場合は 1,500,000 円となります。

また、補助金を受けられる方で、設置費用を負担することが困難な方のために、最大 60 万円まで無利子で設置費用を貸付可能とする制度を設けています。

4 し尿及び浄化槽汚泥・雑排水の収集フロー図



5 し尿及び浄化槽汚泥・雑排水の処理フロー図



※1 残渣は沼ノ端クリーンセンターにて焼却

※2 流入水で希釈後、西町下水処理センター沈砂池へ

6 令和4年度 事業実績

(1) 月別収集実績

(単位：kℓ)

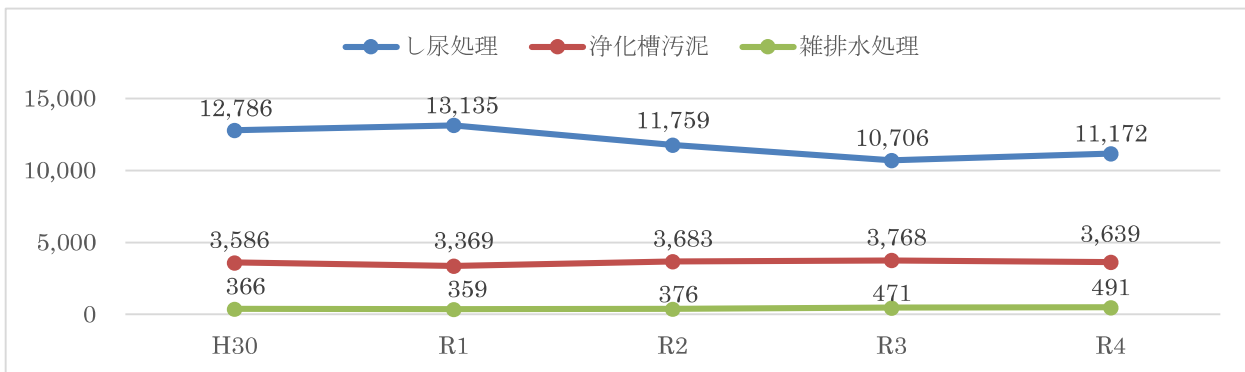
月	下水道処理区域内			下水道処理区域外			合計		
	処理券	後納	計	処理券	後納	計	処理券	後納	計
4	13.6	0.0	13.6	818.0	50.1	868.1	831.6	50.1	881.7
5	17.4	0.0	17.4	855.7	61.1	916.8	873.1	61.1	934.2
6	16.0	0.0	16.0	916.7	134.3	1,051.0	932.7	134.3	1,067.0
7	16.8	0.0	16.8	862.1	76.8	938.9	878.9	76.8	955.7
8	17.5	0.0	17.5	909.5	98.9	1,008.4	927.0	98.9	1,025.9
9	14.3	0.0	14.3	871.7	87.1	958.8	886.0	87.1	973.1
10	20.6	0.0	20.6	873.9	155.4	1,029.3	894.5	155.4	1,049.9
11	15.4	0.0	15.4	864.0	94.5	958.5	879.4	94.5	973.9
12	23.5	0.0	23.5	838.6	77.0	915.6	862.1	77.0	939.1
1	11.6	0.0	11.6	634.8	23.8	658.6	646.4	23.8	670.2
2	8.7	0.0	8.7	686.2	83.9	770.1	694.9	83.9	778.8
3	13.4	0.0	13.4	878.7	30.5	909.2	892.1	30.5	922.6
計	188.8	0.0	188.8	10,009.9	973.4	10,983.3	10,198.7	973.4	11,172.1

(2) 年度別収集実績

	人口 (人)	汲取人口 ※1 (人)	合併処理 浄化槽人口 (人)	し尿処理量 (kℓ)	うち家庭系	浄化槽汚泥 処理量 (kℓ)	雑排水 処理量 (kℓ)
					(kℓ)		
H30	171,275	399	1,324	12,786	643	3,586	366
R1	170,555	372	1,334	13,135	644	3,369	359
R2	169,808	349	1,224	11,759	728	3,683	376
R3	168,993	569	1,001	10,706	714	3,768	471
R4	167,503	473	485	11,172	715	3,639	491

※1 汲取人口は、行政区域人口 - 水洗化区域人口 - 浄化槽処理人口で算出

※2 R4年度からは実際の浄化槽人口を記載 (R3年度までは人槽をもとに算出)



(3) 浄化槽設置整備事業補助金交付制度による年度別浄化槽設置件数

	設置件数	貸付金利用	備考
H30	2件	0件	5人槽 (2)
R1	0件	0件	
R2	0件	0件	
R3	0件	0件	
R4	0件	0件	